

日本軍縮学会
2020年研究大会
2020.4.18

核兵器禁止条約が 核不拡散条約(NPT)再検討会議 に及ぼす影響

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp

核兵器禁止条約：成立への経過

2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明

5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意

2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)

2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議

10 日本、非人道性共同声明に参加

2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議

12 核の非人道性に関するウィーン会議

2015.1 人道の誓約

5 NPT再検討会議、禁止条約を議論

2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会

12 禁止交渉開始のための国連決議71/258

2017.3~7 核兵器禁止条約交渉会議

2010年NPT再検討会議

【核兵器の非人道性】

- 「核兵器のあらゆる使用がもたらす破滅的な人道上の結末に深い憂慮」を表明
- すべての国が国際人道法を「いかなるときも遵守」しなければならない
- 「核兵器のない世界を達成し維持するための枠組み」が必要
- 潘基文国連事務総長による核兵器禁止条約の提案に「留意」

2015年NPT再検討会議

【核軍縮の効果的措置】

NPT第6条

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の撤廃に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備撤廃 (disarmament) に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」

核兵器禁止条約

=NPT第6条を完全履行するための法的枠組み

50カ国批准の90日後に発効

現在81カ国署名・36カ国批准



核兵器国の反発

P5共同声明(2018.10.24)

- 核兵器禁止条約は：
 - ・国際安全保障や地域的課題を考慮していない
 - ・NPTと矛盾しNPTを傷つける危険性がある
 - ・一発の核兵器も減らさない
 - ・核不拡散の最高基準を満たしていない
 - ・国際社会を分断している
- 我々は同条約を支持しないし、署名しない
- 我々は同条約に縛られない。同条約は慣習国際法や新しい規範を築くものではない
- 同条約支持を考えている国は「真剣に再検討」すべき
- そして、NPTの成功にこそコミットすべきである

核兵器禁止条約**推進諸国**の反論

2019年NPT準備委 WP.46

オーストリア、コスタリカ、メキシコ等

- **NPT第6条の完全履行**のためには核兵器禁止の法的規範が不可欠
- 禁止条約は前文でNPTの重要性を強調
- 同条約起草の動機は核兵器の**非人道的影響**
- **禁止は一步**であって、それだけでは不十分。核なき世界への他のステップが続く必要がある
- **条約第4条**は核廃絶への道筋を示している
- 条約はNPT第6条のみならず核不拡散の柱をも強化する。NPTの規定以上の禁止(**配置や使用・威嚇**)を受け入れ、NPTの規定以上の**保障措置を最低限**のものとして定めている

核兵器の非人道性と安全保障

2016年OEWGでのオーストリア文書WP.4

- 「限定的」核戦争でも世界規模の影響
- 核兵器を使用した側にも自殺的影響
- 核抑止に100パーセントの保証はない
事故、エラー、ニアミス
- 核爆発の状況に対する人道的対処は不能
- 非核保有国も、核兵器の存在によって脅威を受けている
- 「安全保障」—誰の、どんな安全保障か？
- 人道アプローチは狭義の(国家)安全保障とも矛盾しない

キャンペーンの アプローチ



核兵器に**悪の烙印**を押し、**非正当化**する

- 政治的圧力** 核兵器使用の敷居をさらに高める
- 経済的圧力** 核兵器産業からの投資引き揚げ
- 社会的圧力** 「核兵器＝絶対悪」との世論喚起

署名・批准の促進（100カ国署名、50カ国批准へ）

保有国・同盟国では

- 自治体** ○**銀行** ○**議員**

ヒロシマ・ナガサキ75年＝非人道性に改めて焦点

2018年NPT準備委 議長まとめ (2018.5)

19. 核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の影響への憂慮。国際人道法遵守の必要性。いかなる核兵器の使用・威嚇も国際人道法違反との見解に、核兵器国は同意せず。
40. 核兵器禁止条約はNPT第6条の定める核軍縮の効果的措置であり、NPTを補強し既存の核軍縮・不拡散を強化する。
41. 核軍縮は安全保障を考慮に入れるべきであり、核兵器禁止条約は核を削減せず、NPTと異なる基準を作る。

“対立”の中で…



- 米国「核軍縮の環境作り」(CEND)
- 核兵器国による、禁止条約に署名・批准するなどの圧力
- 日本の国連決議、非人道性をめぐる表現の後退

NPTと核兵器禁止条約の相互補完

NPT

- 核兵器国による核軍縮の誓約と説明責任
- 核リスクと「人道上の影響」
- 礼節ある対話—「圧力」を止め、禁止条約を認める

核兵器禁止条約

- 核軍縮の検証
- 保障措置規定の強化
- 「援助、奨励」議論の深化

第1条(禁止)

締約国は、**いかなる場合も**以下のことを行わない

a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵

b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)

d) 核兵器の使用、使用するとの威嚇

e, f) これらの行為をいかなる形でも**援助、奨励、勧誘**すること

g) 自国内に配置、設置、配備

多国間主義の衰退？

“新たな脅威”がもたらすものは？